

令和七年九月九日

議会運営委員会（参考人意見聴取）会議録

目次

一、開 会……………二

一、参考人の陳述……………二

岡野参考人……………二

大迫参考人……………一三

新屋参考人……………一七

一、閉 会……………二二

一、意見を聴取する内容

① 県議会の役割

② 県議会議員の役割

③ 議員の総定数

④ 選挙区

⑤ 選挙区別の議員定数

一、議会運営委員会を開催した年月日、場所  
令和七年九月九日（火曜日）  
全員協議会室

二、出席した委員等の氏名

おさだ 康秀	委員長
秋丸 健一郎	副委員長
大久保 博文	委員
中村 素子	委員
池畑 知行	委員
松山 さおり	委員
禧久 伸一郎	委員
しらいし 誠	委員
藤崎 剛	委員
山田 国治	委員
上山 貞茂	委員
松田 浩孝	委員
園田 豊	副議長
たいら 行雄	議員
いわしげ 仁子	議員

三、欠席した委員の氏名

西 高 悟	委員
吉留 厚宏	委員

四、出席した委員外議員の氏名

橋口 住真	議員
小川 みさ子	議員
宝来 良治	議員

前野 義春	議員
瀬戸口 三郎	議員
鶴田 志郎	議員

五、出席した参考人の氏名

岡野 裕元	一般財団法人 行政管理研究センター 研究員
大迫 茂子	鹿児島県女性団体連絡協議会 会長
新屋 浩一	鹿児島県商工会議所連合会 理事

六、議会事務局出席者

森 哲志	局長
増山 久仁子	次長兼総務課長
吉松 雅彦	秘書室長
西村 薫	議事課長
高田 真	政務調査課長
青木 真悟	議事課長補佐
牟禮 加奈子	主幹兼秘書係長
田中 隆志	主幹兼議事係長
桃園 直人	専門員
諏訪 尚	専門員
神川 智裕	主事

七、意見を聴取する内容

- ① 県議会の役割
- ② 県議会議員の役割
- ③ 議員の総定数

④ 選挙区

⑤ 選挙区別の議員定数

.....  
午前十時開会  
.....

○おさだ委員長 ただいまから、議員定数等検討に係る参考人意見聴取の議会運営委員会、二日目でございますが、開催いたします。

本日は、本県の議員定数等について、資料一のとおり、三名の参考人の方々から意見を聴くこととしております。

意見を聴取する内容については、資料二のとおり、①県議会の役割、②県議会議員の役割、③議員の総定数、④選挙区、そして⑤選挙区別の議員定数として事前に参考人にお示しをしております。昨日と一緒でございます。

また、参考人の発言時間でございますが、岡野様が、質疑を含めておおむね一時間以内、次に、大迫様及び新屋様は、質疑を含めておおむね三十分以内になりますので、御協力をお願いします。

なお、委員等からの質疑は、確認でございますが、発言内容の不明な点を聞くなど、発言内容の理解を深める観点から行うものでありまして、自己と意見が異なる参考人に対して追及するような質疑は慎み、くれぐれも失礼のないように良識を持ってお願いします。

昨日同様、しっかりとした、また活発な意見を望むものであります。

先に議会運営委員会の委員等から質疑を行い、そして委員外議員の方々に行っていたいただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、参考人の御案内のため、しばらく休憩いたします。  
午前十時一分休憩

午前十時一分再開

○おさだ委員長 再開いたします。

一般財団法人行政管理研究センター研究員の岡野様には、大変お忙しい中、参

考人として本委員会に出席いただきまして、誠にありがとうございます。

岡野様は、専修大学法学部の兼任講師として教壇にも立たれておりまして、主な著書に都道府県議会選挙の研究がございます。

委員会を代表して心から御礼申し上げますとともに、忌憚のない率直な御意見をお聞かせいただきたいと思いますので、どうぞお願いします。着座いたします。

それでは、早速でございますが、あらかじめお示ししました聴取事項について、御意見を述べていただきますようお願いいたします。

先ほど申しましたが、その後、委員等の質疑にお答えいただくよう、お願いを申し上げます。

それでは、岡野様、どうぞよろしくお願いいたします。

○岡野参考人 皆様、おはようございます。岡野裕元でございます。

本日は、この伝統ある鹿児島県議会に参考人としてお招きいただき、誠にありがとうございます。

これは偶然なのですが、私の師匠が指宿市出身でして、何かこう親近感と御縁を感じる次第です。

早速でございますが、頂戴した質問事項の順番で、配付資料に沿って意見を陳述させていただきます。

まず、スライド資料の二ページ目にある目次、各スライドの右下にページ番号を打っております。

やはり、議会・議員・選挙区に共通してくる概念というものがございまして、初めに整理したいと思えます。

では、四ページ目からですが、議会・議員・選挙区に共通する概念について、これを議論する上で共通となる二本の柱がございます。

一つ目は政治で、全住民の代表と地域代表の概念があります。

二つ目が行政で、地方行政の論理と選挙行政の論理の概念があります。

五ページ目、(二)政治の柱について。

そもそも政治とは何かと問われると、政治学の教科書では、資源の分配、負担の分配という話になります。

これを二元的代表制の一翼を担う県議会や県議に置き換えると、地方自治の本旨、要は、自分たちのことは自分たちで決める。ただし、民主主義はコストを要するという性質があります。つまり、県議会は予算の議決、県議は予算の議決に参加する者ですので、県議選とは、県における資源の分配を決める者を住民自らが決めることにほかなりません。

県における資源の分配を決める者を主権者たる住民自らが決めるということ、地方自治の本旨、特に、住民自治の側面を顕現することです。

さらに、歴史の積み重ねを見ると、国民主権や議会主権への道のりというのは、財政民主主義の話、代表なくして課税なしという概念と切り離せません。

七ページ目に移ります。

この代表なくして課税なしを県レベルに置き換えると、県議会については達成している、県議についても、全住民の代表者としての立場であれば、達成している。他方で、課題として残っているのは、選挙区レベルの話です。地域、選挙区の代表者として、これは達成できているのか。つまり、県議選において、住民自らが実質的な意味で各選挙区から代表者を選出できているのかということ。代表なくして課税なしを住民目線で見ると、住民は、住民税、県民税を納税しているわけです。特に、所得割については、金額を住民数で割って計算すると、恐らく都市部住民のほうが金額を多く納税しているのではないかと。つまり問われるのは、都市部住民の一票の価値については不利になっているか否かという点です。

九ページ目に移ります。

(二) 行政の柱について。

①、これは私が地方行政の論理と名づけているのですが、地方自治法一条の目的を見ると、能率的な行政の確保という文言があります。つまり、手段として、県による補完行政と広域行政が帰結となります。

ポイントとして、国と市町村に挟まれた県の特徴は、人口が多い市、つまり県議選で選出議員数が大きくなるほど、県による補完行政の役割が小さくなる。一方で、人口が少ない市町村、つまり県議選で選出議員数が少なくなる、合区により選挙区域が大きくなるほど、県による補完行政の役割が大きくなるという事象

が当然視されているということになります。

② 選挙行政の論理について。

こちらは、公職選挙法一条の目的を見ると、民主政治の健全な発達という文言があります。ポイントとしては、選挙における有権者の自由意思が反映できているのか、国民主権が顕現できているのかということになります。すなわち、憲法第十四条第一項、平等権との関係から、有権者の一票の価値の話になります。

十一ページ目、まとめを申し上げますと、議会・議員・選挙区を議論する上で問題の焦点としては、地方行政の論理、これは能率的な行政の確保ということになります。と、選挙行政の論理、これは民主政治の健全な発達ということになります。これは両立可能なものなのかという点です。

この核心となる条文は、公職選挙法第十五条第八項になります。特別の事情を適用する際、選挙区定数をめぐる人口に比例と地域間の均衡との整合性が問題となります。

十三ページ目、次に、県議会の果たすべき役割についてです。

地方自治の本旨については、住民自治と団体自治がありますが、地方議会については、住民全体を代表する機関ですので、住民自治の側面が強いです。

具体的に、地方議会の機能としては、団体の意思決定機関、そこから導かれる政策形成機能、そのほか、監視機能として、執行機関を監視すること、多様な民意の反映、利害の調整、住民の意見の集約などがござります。

ただ、十四ページ目ですが、執行機関と議事機関のパワーバランスを見ると、知事は、お金、政策の立案・執行、職員人事、情報などを握るのに対し、県議会は、地方公共団体の意思を決定する機能、執行機関を監視する機能などありますが、これは議員が議会という集団でこそ、強力な機能を発揮できるわけです。

その中で、党派単位で動いている以上、政党が民意の集約で一定の役割を果たすわけです。

十五ページ目、そこで問われるのは、県政の民意の集約はどの段階で行われるかという話になります。

これは、理念的に、選挙区レベルの話と議会レベルの二つの考え方があります。一つ目は、選挙時に選挙区レベルで民意を集約するという考えです。これは、

一区一人当選の小選挙区制が適格的になります。

選挙が成立するための条件は、実質的な競争相手がいる必要、選挙時にきちんと分かりやすい選択肢を明示する必要、政党組織として、少なくとも二大政党が多様な民意の収集・集約機能を充実させていることが前提になります。

十六ページ目、二つ目は、議会に各ステークホルダーを送り込み、議会レベルで民意を集約するという考え方です。

これは、一区複数人が当選する比例代表制が適格的ですが、日本の都道府県議選では、未導入です。

大選挙区単記非移譲式、現行の選挙制度の下では、同じ政党内の候補者同士での同士討ちの問題があるだけではなく、有権者が投票する際、情報のコストの負担の重さが質的にも量的にもあります。

この場合、選挙が成立するための条件というのは、政党組織として、各党が最低限、自党の党員・支持者からの民意の収集・集約機能を充実させていることが前提になります。

十七ページ目、ですので、県議会が果たすべき役割というのは、これを最大公約数的に見ると、議会という集団で、住民自治を体现することにほかなりません。

党派・党派の区別なく議員の集団が議会です。県議会と県議それぞれを全住民の代表や地域代表のいずれの立場で見ると、基底にあるのは、民主主義の維持や地方自治の本旨を体现すべく、なるべく多くの県民に対して政治経験や政治参加の場・機会を提供する・されることです。

これを達成するための前提条件とは何でしょうか。

住民については、県議会・県政に対して関心と信頼を持ってもらえるかが、地域からの代議制民主主義を維持する上での鍵になります。

議会側、これは議会事務局、議員、党派・政党なども含みますが、については、手段としての情報公開、これは公文書管理も含みます、情報発信、住民参加の場の提供などが求められます。

十九ページ目、しかしながら、全国の県議会が置かれている状況は、あまり芳しくありません。

一つ目は、以前から継続している話として、有権者の県議選に対する相対的な

関心の低さがあります。

明推協の有権者に対する意識調査で、特に関心を持つ選挙二つを聞いたものがありますが、県議選についての関心は、現在進行形でより持たれにくくなっております。

二つ目は、現在進行形で大きく変化している話です。地域社会とのつながりの希薄化とデジタル化社会の浸透についてです。

細かくは四点あります。①情報化した知識基盤社会、②情報共有、意思疎通や意思決定の迅速化、③真偽不明な情報の氾濫、当選目的でない立候補者が当選してしまう可能性、④世代によって異なるメディア媒体の接触があります。

この四番について、例えば二〇二三年統一地方選挙におけるインターネット上の選挙関係情報への接触状況を見ると、四十歳代までの有権者の三割台が、インターネット上で見聞きしたという状況になっています。

ここで考慮すべき事項として、都道府県議の年齢層を見てみたいと思います。経年変化を見ると、六十歳以上の議員割合が増加傾向にあります。二〇一九年の状況は、六十歳以上が四三・〇一%、六十歳未満が五六・九九%です。

デジタル分野も含めた変化の激しい時代だからこそ、議会事務局職員、情報システム部門の職員、場合によっては専門家や政党職員からの助力や知見も得ながら、議会という集団で研さんが求められることになると考えられます。

まとめとしまして、県議会が置かれている状況に対応するためには、正確な専門知の習得と解決策の創造、迅速かつ豊富な情報公開、伝わる情報発信が、今後より一層、議会・議員の役割として求められます。

議会、議会事務局、議員及び党派・政党が社会のデジタル化への変化に追いつくためには、自己研さんのみならず、集団での組織学習による習熟も必要です。

一住民視点から思うこととしては、議会や議員が何の仕事をしているのか、よく分からない。ネガティブな全国ニュース、デジタル媒体を用いて住民自らが直接行政とつながる環境、生成AIの加速度的発達により解決案もどきを出してくれるという状況にあります。

これは、地方議会・議員不要論と政治的無関心の悪循環になりかねないと恐れています。

健全な民主主義を維持するためにも、上記のまとめで掲げた対応が必要と考えられます。

二十四ページ目、次に、県議会議員の果たすべき役割についてです。

これも、先ほどと同様、最大公約数的には、直接の担い手として、住民自治を体現することが答えになると思います。

県議は議会の構成員である以上、県議会に求められている役割と議員に求められている役割は、必然的に似たものになってきます。

これらに加えて、会派・政党単位でも県議は行動しておりますので、日常的な地域レベルからの民意収集・集約の直接の担い手であります。

では、肝腎の地域住民とのつながりはどうなっているのかと申しますと、これも同じく明推協のデータの話ですが、統一地方選挙の候補者の後援会の加入状況を問う設問では、二〇二三年ですと、「加入している」が七・一％に対して、「加入していない」が八七・八％。一応参考指標として、市議選での町内会・自治会・隣組などからの候補者推薦を見ると、二〇二一年、「あった」が一三・九％に対して、「なかった」が七六・八％という結果になっております。議員や候補者が地域住民とつながりにくい環境なのではないでしょうか。

また、有権者は情報を得られているのかという観点からも考えると、これも同じく明推協の調査ですが、地方選挙で候補者の人物や政権がよく分からないために、誰に投票してよいか決めるのに困るという声に対して、そう感じるか、これは二〇二三年の回答ですと、感じたことがあるが五四・一％に達している。この感じたことがあると回答した者に対して、さらに追加設問で、地方選挙候補者の情報不足はどの選挙かというところ、やはり県議選が六四％と、一番高い状況になっております。

リアルなつながりが希薄化しやすい環境、デジタル媒体が発達して情報入手しやすい世の中であるにもかかわらず、県議選の情報不足。すなわち、この一例をとっても、全世代に伝わる情報発信が求められます。

また、県議選での投票先を決める際に、政党重視が高まると同時に、候補者個人重視が低下してきており、最新では拮抗している状況です。

議員力を高めると同時に、県連レベルの政党組織からの迅速かつ豊富な情報公

開も重要ではないでしょうか。

二十九ページ目、次に、鹿児島県の議員定数についてです。

これに対する回答としては、必ずしも議員定数の削減を前提として考える必要はないのではないかと。むしろ、人口が減少している行政区画からの声をどれぐらい重視して県全体に反映させるのか、の観点から考えるべきではないのだろうかと考えます。そのためには、現行の個別選挙区の設定のルールを参照して考える必要があるということです。

理由としては、三つあります。

一つ目は、共通する概念の箇所でお話しした地方自治の本旨について。二つ目は、デジタル化による影響の話。デジタル化社会が進展している今日、行政手続、パブリックコメント、情報入手、情報発信など、利便性や機会の面でデジタルを使える者とならない者との間がどうしても生じています。

具体的には、高齢者層を中心としたデジタルデバイドの課題です。

人口が少ない市町村、高齢者層の割合が多いというふうな想像できますが、において、これは問題が顕在化しているのではないのでしょうか。そうすると、身近な住民代表である地方議員の存在はやはり外せなくなりそうです。

三つ目は、異なる人口減少スピードについてです。

都市部と農村部の自治体間で、人口減少スピードが大きく異なっております。行政区画の存在を前提とする都道府県議選において、各論の部分、すなわち選挙区割りや選挙区定数の話になりますが、この各論の部分でどう整合性をつけるのか、毎回、頭を悩ませる問題となっております。

すなわち、地方行政の論理の話になるわけですが、人口が少ない市町村、つまり県議選で選出議員数が少なくなる、合区による選挙区域が大きくなるほど、県による補完行政の役割が大きくなるという構造が、今後も続きます。

まとめとしまして、果たして議員の総定数を削減する話ありきでいいのか。人口に比例の原則がある中、人口の少ない個別行政区の住民の声も反映させることを確保、つまり地域代表を輩出するためには、総定数を維持、または増員させる方法を積極的に検討すべきではないでしょうか。

言い換えると、公職選挙法第十五条第八項ただし書にある地域間の均衡を安易

に適用すべきではなく、議員定数という正攻法で検討すべきではないでしょうか。三十四ページ目、続いて選挙区の任意合区についてです。

既に紹介した民主主義の維持や地方自治の本旨を体现すべく、なるべく多くの県民に対して政治経験や政治参加の場・機会を提供する・されることの最大公約数的観点から考えてみたいと思います。

これを選挙区レベルの話に換言してみると、当選を目的とした地盤・看板・かばんがない新人候補者にとっても立候補できる、選挙運動できる状況になっていいのか否かという話になると思います。

三十六ページ目、総論として、任意合区で考慮すべき事項として考えられる事項の大前提としては、ゲリマンダーの疑念を持たれないようにすることです。つまり、意図的に特定の党派や候補者に有利になるような選挙区割りをしていないことが求められます。

その上で、我が国の事情に当てはめてみます。一つ目が、交通の便、地理的條件、地域間における住民の心理的距離についてがあります。二つ目が、基礎自治体間での既存のつながりについて。そして三つ目が、これは強調したい話なのですが、広域化した選挙区において、公職選挙法で明記されている選挙運動期間内で十分に回り切れる面積なのかについてです。

都道府県議選の選挙運動期間の変遷を見ると、三十日間だったものが、現在は九日間しかありません。公職選挙法という国の法律で、なぜか強く拘束されている。つまり県の自治がないということです。全国的に強制合区や任意合区が相次ぎ、選挙区の面積が拡大している中で、なぜかこれが短縮されたままです。

県議選の条例による選挙区画設定で、事実上の制約になる要因となっています。この選挙運動期間内で、候補者、特に新人が十分な選挙運動ができるのかどうか、一つの判断要素になるでしょう。

そのほかの考慮事項として、単純に面積だけの問題だけでなく、住宅や人口が密集しているか否か、道路整備状況といった交通の便も含めた総合的判断もあると思います。

手続的には、当事者から話を聞いて、記録に残して公開することが必要になってくると思われます。

三十八ページ目、では、鹿児島県ならではの話で、任意合区で考慮すべき事項として考えられているものについての話です。

①議員一人当たりの人口較差の縮小を目的とすることについて。

答えとしては、人口に比例を基準にして、選挙区割りや選挙区定数を設定しなければならぬ以上、これは当然認められる話です。

②選挙区の定数を複数人化することを目的とすることについて。

答えとしましては、恐らく一人区の数の増大を防ぐことを意図しているのではないかと理解しております。その上で、全国的にも一人区で相次ぐ無投票当選を避けるためには、任意合区が肯定されてもよいのではないのでしょうか。

ここで、全国的な選挙区定数の変遷の長期的な特徴を確認すると、一人区化の進行と高止まり、二人区化の高止まり、一部選挙区での選挙区定数の巨大化、これらが同時進行しているわけです。

一人区化の進行の要因のうち、人口減少時代において課題となっているのは、県内基礎自治体間での人口の極端な偏りが要因となっていることです。

では、一から三人区中心の選挙区構成のパフォーマンスはどうでしょうか。

無投票選挙区の選挙区定数の割合、二〇一九年四月統一地方選から二〇二二年十二月の茨城県議選、四十七都道府県、これでそろわけてですが、この期間を見てみると、やはり定数が小さいところほど、成立しておりません。一人区ですと、無投票選挙区の割合が五二・五五%というような状況になっております。

四十一ページ目、有権者視点で見ても、これは無投票当選としては必ずしも肯定的には評価されていません。二〇二三年の事例をまた明推協のデータで見ると、無投票当選でもよいが九・九%しかない。他方で、一人区を中心に減らすためには、これは正攻法として議員定数増員くらいしか、やっぱり方法が思いつかないのですが、過去には肯定的に評価されていなかったというのも事実です。無投票当選と議員定数の意識調査の結果間で、矛盾した内容となっています。

後述する公職選挙法第十五条第八項ただし書を適用してまで、果たして住民の一票の価値を犠牲にして定数を減らしてよいのかは、個人的には疑問です。

もし、これが難しいようであれば、増員に転じるべきではないでしょうか。四十三ページ目、最後に、選挙区別の議員定数についてです。

これを要約すると、公職選挙法第十五条第八項ただし書の適用可否をめぐる話だと理解しております。

公職選挙法第十五条第八項の条文で、問題となるのは、やはり特別の事情とは何かという観点です。

人口に比例の大原則を曲げなければならないほどの地域間の均衡とは一体何なのか。単純に、離島・僻地への配慮のみでは、説得力にはやはり乏しいです。特に減員される地域にとつては、住民の一票の価値、代表なくして課税なしの観点で、権利侵害になりかねない話となります。

四十五ページ目、ここで、立法事実の確認をする必要があります。公職選挙法第十五条第八項、昔は第七項にありましたが、このただし書が導入された背景を確認します。

この規定は、地方自治法の一部を改正する法律、昭和四十四年法律第二号の被改正として、閣法ルートで成立したものです。

改正前の状況というのは、地方自治法が議会の議員定数の上限を法定していたと、公職選挙法の第十五条が人口に比例のみを規定していたという状況です。

本立法の発端は、都議選に直面した東京都議会の意見書からです。

当時、都内人口のドーナツ化現象が進行しており、特別区内、二十三区、要は旧東京市内です、の空洞化と、特別区外での増加により、人口構成が大幅に変わっていた。プラスして、地方自治法で議会定数に上限があったと。現状のままですと、選挙区定数が大幅に変動しかねない状況にあったということが背景にあります。

この地方自治法と公職選挙法を改正しないであろうとなったかという点、特別区内は選挙区定数が大幅に減少する一方、特別区外が選挙区定数が大きく増加するというような状況でした。

都議会側の本音としては、特別区内は選挙区定数を大きく減少させたくない、特別区外は選挙区定数を大きく増加させたくないということになります。このようなことがありました。

ほぼ全会一致、自民党から共産党までですが、意見書を可決して、都選出国会議員もこれは動くことになるわけです。

四十七ページ目、この国会審議を通して、唯一、特別な事情というのが示されたものがあります。それは行政需要の話です。

都心部等で常住人口が減少した一方で、流入人口が多く、都市的な行政需要は非常に多くなる、すなわち、常住人口と行政需要との間に非常に不均衡についての観点です。

東京都は、職住分離の都市構造です。職場と住居が離れているそれぞれの地域において過ごす以上、そこには行政需要が生じるわけです。特別区外から特別区内への通勤者が多く、当該者が平日の過ごす時間が長い以上、行政の受益者の立場に置かれます。

都市的な行政需要を事情とすることについては、統計データで見た昼間人口と夜間人口の差を事由にする場合、客観的な数値的な説明が可能であり、特別区外から特別区内への通勤者も行政の受益者であるため、一定の合理性があるように思われます。

四十八ページ目、では、鹿児島県において、ただし書の適用は可能かどうかというところでは、鹿児島市・鹿児島郡選挙区において、人口に比例の原則を曲げるほどの減員可能な特別な事情は考えられるのか。

①都市的な行政需要の観点については、国勢調査の資料から計算すると、昼夜間人口比率が、二〇一五年が一〇・二、二〇二〇年が一〇〇・八であり、ほとんど差が生じていない状況です。

②自治体の権能差の観点。権能差というのは、例えば政令市ですとか、中核市ですとかなどありますが、鹿児島市は中核市です。

行政実例、平成二十三年一月二十六日、神奈川県選挙管宛て電話回答を見てみると、なお、一般的には、地方公共団体の権能差は特別の事情に当たらないものと解するとなっています。

まとめとして、たとえ増員したい選挙区があったとしても、県民や当該住民に減員可能な合理的説明が可能か根拠が見当たらない以上、ただし書適用を積極的説明することはやはり難しいのではないかと。これは、選挙行政の論理からの話です。

他方で、鹿児島県の島嶼部の特殊事情として、住民数の多さ、面積の大きさ、本土との距離などがあり、補完行政の需要が考えられることも事実です。これは、地方行政の論理の話です。

今後の検討課題としては、まずは、議員定数を増員させるか、させられないか、これを正改正法で検討すべきです。または、現行法の限界であることから、公職選挙法改正について意見書を採択し、特定の選挙区の別枠方式など検討できないか等、主張すべきではないでしょうか。

全国的に、同様の事情、人口に比例と地域間の均衡の整合性の問題を抱えて頭を悩ませている都道府県議会は、多くあるはずだと思います。

以上、私の意見を陳述させていただきました。

御清聴いただきまして、ありがとうございます。

○おさだ委員長 岡野参考人、事細かく丁寧に御説明、ありがとうございます。それでは、まずは議会運営委員会の委員のほうから質問等ございましたら、よろしくお願い申し上げます。

○池畑委員 分かりやすい御説明、ありがとうございます。

最後の五十ページのことで、先生の示唆についてちよつとお尋ねしたいんですけども、今後の検討課題で、公職選挙法改正について意見書を採択し、特定の選挙区の別枠方式など検討できないかということで、御提案をいただきました。私も非常にこれは大事な話だと思っておりますし、やはり今の現状では、憲法の中で人口比例の法則というのがある、もちろん国政はそういうのが適用されると。一方で地方の選挙においては、地方自治法というのがまず前提にあつて、そこが基礎自治体から代表者を出すというようなことが、まず前提ではあると思うんですよね。だから、その辺のそこが、人口減少が加速化することによって起こっているんだろうなと思っております。

この先生が御示唆いただいたことにつきまして、この公職選挙法に関する意見書を出すことは、非常にまず地方として大事なんですけれども、これは最終的に憲法を変えないとやはりできないことなのか、それとも、公職選挙法だったりとか、地方自治法その辺を地方の現状に合わせて改正することによって、今、先生がおっしゃったような問題点が可能となるのかというのを、御意見とし

てお聞かせください。

○岡野参考人 現行、公職選挙法で特例選挙区という制度があります。この特例選挙区があることによって、都道府県によつては、最大の一票の較差というのがやはり開いているところもあります。そういうような現行の状況を考えてみると、やはり技術的には、公職選挙法改正で可能なのではないかなと、私は考えています。以上です。「ありがとうございます」という者あり

○おさだ委員長 そのほかございませんでしょうか。

○藤崎委員 本日はありがとうございます。

鹿児島市・鹿児島郡区のことにも触れていただきまして、誠にありがとうございます。

実はこの選挙区は、衆議院選挙で言いますと、一区と二区にまたがっております。全国的にも、恐らく、一つの自治体が衆議院の選挙区で分割されている部分もあるんじゃないかなと思いますが、この辺につきまして、他県の情報も含めて、先生の所見を含めまして、鹿児島市の中でも一区と二区に分けるべきじゃないのかなという意見も一定数存在しますので、その辺、御見解がありましたら、教えてください。

○岡野参考人 衆議院の選挙区で分けるという事例は、たしか富山県が持っていたように記憶しています。それで、この選挙区割りを、鹿児島市・鹿児島郡選挙区が十七人区ということで、四十七都道府県の中で一番大きい状況だと理解しております。

現状、この十七人区の巨大な定数の問題として私が認識しているのが、住民が県議選で投票する際の情報のコストの問題、つまり、候補者数の多さであるとか、どの観点で何を比較かという質的な、情報のコストの問題があります。非常に、住民が投票先を決めるときに負担を強いるというような状況になっていきます。ですので、個人的には、これを分けたほうが住民に対して非常に分かりやすい、親切なのではないかと思えます。

また、十七人区という数字ですと、県が変われば、基礎自治体によつては、町村議会議員の選挙区の定数と変わらないというところも出てくるわけです。すると、基礎自治体の選挙と県議選の選挙、そんな変わらないんじゃないかとい

うような選挙の仕組みになってしまうのではないかと考えています。  
以上です。

○おさだ委員長 そのほか、ございませんでしょうか。

○松田委員 今日はありがとうございます。

なかなか面白いという部分もあつたんですが、一人区が結果的に無投票の割合が多いという中で、正攻法で議員定数を増やすべきという先生の御意見なんです。が、実際に、今、他県も含めて、総定数を増やす方向というのがあるのかどうかというのと、正攻法ということとは、例えば、うちが定数五十一ですけれども、これを五十五に増やす、あと四人増やす意味合いをどうやってつけなければならないのかということに関して、先生の御意見をお聞きしたいと思います。

○岡野参考人 他県の状況について、必ずしも私のほうは情報を把握していないので、ちょっとこれはごめんなさいというところです。

ただ、政治学者のいろいろな話を聞くと、一票の較差の問題とか、話が出てきますし、あと選挙区域とかの話も出てきますので、これは増員すべきではないかというような話はちよくちよく聞こえます。議員定数を減らせというような話を、最近はあるまりちよくと聞こえてないかなというような印象を受けます。

五十五人に増やすという話については、申し訳ございませんが、私はちょっと知識不足です。ちょっと答えられないのでお許しいただければと思います。

○松田委員 ありがとうございます。

なかなか、我々は候補者でもあり、議員でもあるものですから、急に増やすという話をしたときに選挙民がどう受け取るかということを考えて、すごく言いにくい話だと思います。

だから、そういった意味では、先生のおっしゃる正攻法ということであれば、当然の方策だと先生がおっしゃっているわけだから、その正攻法だという裏づけが少しいただければ、私どもも訴えやすいなと思ったものですから、もうちょっとこの正攻法という部分で御示唆いただければと思います。

○岡野参考人 そうですね、基本は、地方議会や地方議員の役割は何かというのを情報発信するということです。やはり一般の住民から見ると、県議会議員はふだん何をしているんだろうというのが、姿が非常に見えにくいわけです。むしろ

る市議会議員ですとか国会議員のほうがよく姿を見ていて、見えるわけなんですけれども、そうすると、やはり情報発信ですね。先生方は恐らく、皆さん、ブログを開設されて、今日は○○委員会であつたというような質疑や答弁をしましたというような話を、恐らく書かれると思うんですけど、私も含めた世代だと、やはり自分でそれを検索してアクセスしないと、見ないわけです。例えばSNS、YouTubeでもよいですし、ツイッター、ティックトック、いろいろございますけど、こういうプッシュ型の情報発信ということを行うことが、一つ、鍵になるのではないかなと思います。以上です。

○松田委員 ありがとうございます。

そういう意味では、本当に、中間管理職で現場に遠い県会議員なものですから、もう本当に先生のおっしゃるとおりではあるんですけども、その意義をいかに選挙民に分かってもらうかという努力を進めていきたいと思っています。以上です。

○上山委員 御説明ありがとうございます。

私の問題意識としては、一人区をやったり少なくすべきではないかという考えは持っているんですが、ただ、そうした場合に、どうしても広域化したし、あと、定数を削減してしまうと民意の反映ができないと。例として、一人区のところと二人区のところと合併した場合に、三人にしたほうがいいのか、二人にしたほうがいいのかと、悩むわけです。

そういったときに、先生としては、人口で考えたほうがいいのか、特殊な事情という形で、ある程度そこを模索して合区を考えるべきか、単純に合区はすべきではないという、幾つかの選択があると思うんですが、御意見はどうでしょうか。

○岡野参考人 いろいろな事情があると思いますので、大変申し訳ございませんが、一概にちよくと答えることはできませんので、それは申し訳ございません。

○おさだ委員長 承知しました。

○大久保委員 私のほうでは、資料の十一ページに人口比例と地域間の均衡というのがあつて、人口比例は憲法上の要請があるものだと思います。地域間の均衡というのは、政治の現場にいと必要性は感じているんですけども、それがやはり人口比例よりも劣後してしまうと。このことについては、ある意味、憲法上の要請というのはあるんじゃないかなというのを感じるところなんですけれど

も、その部分、あるのかないのか。

それと、しかし、それを克服するための何か立法的な手続があれば、先生のお考えをお聞かせいただきたいと思うんですが。

○岡野参考人 人口比例の話は、やはり憲法上の明確には根拠がありますけれども、地域間の事情のような話ですと、積極的に憲法上からというのは、見いだすのはなかなか難しいように思えます。

ですので、この地域間の話というのを、例えば公職選挙法で立法上、もう少し強く打ち出すというようなことも可能なのではないかなと思います。

一票の較差の話、裁判所が許す範囲は当然ございますから、その範囲内で収めるといような話で、立法上、打ち出すというのは、一つの解決策でないかと思えます。以上です。

○大久保委員 また、この条文、一票の較差の不均衡を訴えている原告の方々の主張を見ると、もう人口比例という、ありきで議論を進めていらつしやるところがあって、こういった立法が仮にも出した場合に、違憲的な形で何か訴えられるリスクというのもあるのかなという心配はするんですが、そのあたりはどうでしょう。

○岡野参考人 そうですね、一票の較差のたしか三倍以内であればセーフだったというふうには、県議選については記憶していますので、なので、その範囲内で収めてというふうな話になってくるのかなと思います。

○大久保委員 最後に、先ほど、定数増の議論もありましたけれども、一方で、定数減を掲げていらつしやる方々、いらつしやいます。その方々は、どのような、定数減になると、やはり議会の権能が落ちたり、いろいろなデメリットもあったり、民意が反映しにくいとか、あるんですが、それでもなお定数減を訴えていらつしやる方々の正当性、根拠となるものはどういったところにあるのか、お聞かせいただければと思います。

○岡野参考人 根拠、そうですね、これはもう自己否定につながるような話になってくるのかなと私は思うわけなんです。要は、県議会議員は大した仕事をしていないから、そんなに人数いてもしょうがないでしょうと、では、減らしましょうよという話を、多分それでおつしやっているのかなというふうな気がしな

いでもないんですけど、それだと、やはり住民自治の原則の話ですとか、要は、地域間の意見が伝わりにくいというふうな話になっていくわけです。

ですので、私がやはり言いたいのが、議員自身が自らデジタル媒体を使って、しっかりとどういような活動をしているかという情報発信、要は、自己否定しない、積極化するというような反転の姿勢を打ち出して、地方議員は必要ですという話をぜひ訴えてほしいなと思います。以上です。

○秋丸委員 おとといには鹿児島入りくださって、ありがとうございます。非常に十分な準備をされたことがよくうかがえる御説明でした。

一点だけ、先ほど来の十一ページと四十九ページの中のただし書の話でございます。

特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮してという話で、昨日の話の中では、この特別な事情の中で、権能的な話、政令指定都市と小さな市町村との話がありました。この四十九ページでいけば、その権能は該当しないという、これが直近の行政実例だったのでちょっとびっくりしたんですね。

ということとは、この特別な事情として考え得るところ、先ほど一つ御説明いただいたのが昼間人口と行政ニーズの話でしたけれども、ほかに何か先生のほうで特別な事情としてサンプル的なものを御存じであれば御紹介いただければと思います。

○岡野参考人 この特別な事情というのは、私も一体何だろうかというのを調べていくことはあるんですけども、頂いた資料を見ても、やはり地域間の均衡に配慮ですとか、とある県議会の本会議の議事録を調べても、やはり地域間の均衡みたいな感じで一言で終わっているパターンがあったり、具体的な根拠というのが非常に分かりにくいというのが現状です。

恐らく現状、他の県で、人口の多い中核市や政令市というところから定数を減らして、その分、ほかのところを増員してということをやっていると思いますけれども、恐らくこれは権能を理由にしないで、何かほかの理由を探してやっているのではないかなというところは想像できます。

ただ、では具体的な根拠は何なのかというふうなところまでいくと、すみませ

んが、私はちよつと今、資料を持ち合わせておらず回答できないので、申し訳ございません。

○秋丸委員 ありがとうございます。

ここの取扱いというのが我々も悩むところとして、最後のページで、明文化して議事録に残すのが県議の仕事ですよということ、やはりこれまでの取扱いもまた改めて検証しながら、今回、考えていけたらと思います。

ありがとうございます。

○禧久委員 先生、三十二ページ、先ほどの松田委員と重なったりしますけれども、いろいろな事象があつて、一つの物事に対していろいろな角度から解釈がそれぞれの人の背景によつて違つてくるという部分はあるんですよ。先生の表現の中に、総定数を削減するというこの話ありきでいいのかと、まさに私はそこは同感であります。

その中で、人口比率の原則がある中で、個別行政区の住民の声も反映させることを確保する。そのためには、総定数を維持または増員させる方法を積極的に検討すべきだという部分がありますが、それをひとつ実行させる、もしくは実現させるという観点の中に、この公職選挙法第十五条の第八項ただし書とあるんですよ。

それで、先生がおっしゃる地域の均衡という部分は、均衡イコール平等だというような概念がここに当てはまるのかどうかという部分もなんですけれども、例えば地域間において、どういうことをしても解決というか、較差が縮まらない部分は地理的条件ですよ。地理的条件というのはどうしようもないという観点であります。まず、この地域間の均衡という部分が、その地域における経済的、産業的とか、交流人口とか、そういった部分も意味しているのかどうかというのをちよつとお聞かせいただきたいと思ひます。

○岡野参考人 そうですね、この地域間の均衡というのは、単純にこの表現をここに入れて理由というのは、他の県も、何でこのただし書を利用したのという話になると、地域間の均衡という説明だけが出てるのが大体ほとんどなんです。そういう意味で入れているのと、地域間の均衡の話、何が要素として考えられるかという話になつてくると、関係人口ですか産業とか経済の話、それは

やはり入るのはなかなか難しいんじゃないかなというのは、私、個人的には考えております。以上です。

○禧久委員 では、先生の解釈で、地域間の均衡というのは、経済的とか産業とか交流人口とか、そういったのはちよつと該当しないのではないかとことですね、今の観点からですね。

そうなりますと、減らすことを、減らしありきでいいのかという論点と結びつけるのがちよつと難しいのではないかなと、私は思つたりします。というのは、最初に言つたような話なんですけれどもね。

そこで、この議員定数という正攻法で検討すべきという部分がありますけれども、ここも、それぞれの方の置かれた背景とか、それなりの調査とかいう部分がありますけれども、私が一瞬思つた、議員定数という正攻法という部分は、人口比率という部分で考えていく正攻法ではないかなと、ふと思つたんですよ。

そうしますと、昨日の説明の中で、最高裁判例があつて、これが四十年代の判例、昭和四十年代とか五十年とか、判例と、近年の判例というのは違ふんですよ。その前の判例というのは、議員定数という人口比率を一つの基本にした考えで削減するとか云々の判決が出たということですが、近年はそれのみじゃなくして、端的に言うと、特例地域があると、そこにはいろんな住民における生活の環境や産業の関係や、そういった部分の事例があると。そういったことも含めて、要は定数のみ、人口比率のみではないよというのが近年の最高裁の判例だという部分があります。

そういった観点からすると、あくまでも私の私見ですけど、議員定数という正攻法、私が思う議員定数というのは、人口比率、これだけで正攻法でいつて検討すべきではないかという部分は、ちよつとこれにプラスをするべきではないかと、さっき言った特殊性とかですね、そういった部分というふうに私は思うんですが、この正攻法という部分の根拠性というか、私が今言つた部分と先生がおっしゃる部分をちよつとお聞かせいただければと思います。

○岡野参考人 正攻法、人口比率の話は当然の話ですよ。で、要するに地域間の均衡という話だと、やはりどういふような特殊事情を抱えているというのはそれぞれの地域の中での話になつていく、県議会とか住民から意見を聞く機会を設

けるなどして、しっかりと議事録に残して明らかにしていくという作業を経てから行ったほうがよろしいかなと思います。以上です。

○いわしげ(仁)議員 今日ありがとうございます。

先生の資料の四十四ページなんですけれども、先ほどから出ております地域間の均衡の件で、ここで問題となるのは、特別な事情とは何かというところで、単純に離島・僻地への配慮のみを理由とした裁量権の行使では説得力に乏しいという事なんですけれども、先ほど、一人区における無投票の話とかもあつたんですけれども、そういうのを解消するためには、また僻地のほうが面積が広がったりとかするところもありますので、私としては、若者・女性が出やすくなるという環境を考えた場合でも、一人区は解消したほうがいいのではないかと考えているんですけれども、その場合に、一人区を解消して合区するのかがどうするのか。そこを増やすときにどういった理由づけができるのかというのは、この離島・僻地への配慮が理由として使えないのであれば、どうすればいいのかなと思ったところなんですけれども。

○岡野参考人 離島・僻地への配慮、一言ではなくてもっと詳しく、要するに、先ほどの面積の話ですとか多様性の話ですとか根拠づけをして詳しく、要するにしっかりと議事録に残して、で、情報発信をする、そういうことですね。

離島・僻地への配慮は、それは単純にこれだけだと確かに根拠づけは厳しいとは思いますが、要するに、より深く、より説明して、より情報発信をというところが非常に大事だと思います。以上です。

○おさだ委員長 一点、先生、答弁の中で、今、いわしげ議員がおっしゃったのは、議員定数を増やしていく形の中で合区に対しての場合は、議員定数はそのままなのか、それとも増やした形の合区なのかという、AとBがあつて、Aのお答えいただいたんですけど、Bに関して、見解がございましたらお答えいただけますか。

要するに、合区をどうするかという話がちよつと委員から質問があつたんですけど、その合区に対しては、そのままの一人区解消という観点はどういう認識なのか。しかし、一方では、議員定数というのを増やしていく合区なのかというところ、今、そのことをちよつと質問があつたので、それに対して、お答えできた

らで結構でございます。

○岡野参考人 そうですね、その当該選挙区の個別事情まではちよつと十分知識がないので、すみません、申し訳ございません。

○いわしげ(仁)議員 ありがとうございます。

あと、鹿児島市のことなんですけれども、先生、先ほど、ほかの都道府県と比べても鹿児島市の定数が多いということ、例えばお隣の熊本市は、熊本市の人口が七十四万人ぐらいで、定数が十七で、二区に分かれています。北九州市が九十万人で、五区ぐらいに分かれています。トータルですると十五人ということ、先生としては、いろいろな都道府県を見られて、鹿児島市の適正な定員数としてはどれぐらいじゃないかと思つていらつしやる、何かお考えあれば教えてください。

○おさだ委員長 岡野参考人、適正というところについてはどうでしょうか。

○岡野参考人 国勢調査の県の人口から議会の定数を割つてそれで計算していくので、必然的に数字が出てくるというものだど理解しているので、適正な数字というのは、やはり計算の結果、求められたものではないかなと、単純にそういうふうには把握はしております。以上です。

○宝来議員 いろいろありがとうございます。

今の質問にも関連するんですけど、三十八ページ、選挙の複数人化にすることについてです。

一人区の数の増大を防ぐためにそのような表現をしているということなんですけど、よく言われるのが、一人区を合区でもして複数人区にしたら立候補者が増えるのではないかという意図でそのような提言をされる方もいらつしやるんですけど、私の考えとしては、一人区と一人区が合区しても、ただ二人区になつて、本当にそれで候補者が増えるものなのか、何かこう実例、合区したら本当に増えるんだよというのがあるのか。

一人区と一人区を足して三人区にするんだと、もちろん増えてくると思うんですけど、よく言われるのが、ずっと議員を重ねる方が多いので一人区の牙城が崩れないと、その牙城が崩れない二つの選挙区を合わせても、所詮、牙城が崩れないのかなと思つたり、なぜ合区をしたらこのように、かばんも看板も地盤もない

人が立候補しやすいという風潮になっているのがちよつと私、個人的には理解できないところなんですけど、何か御指南いただけるところがありますか。例えばというところでもいいです。

○岡野参考人 個別選挙区によって、確かに地盤が強力、お持ちの方が各一人区と一人区にいて、それが単純に合区しても、確かにそうおっしゃるとおりだと思います。

ただ、全くの新人の候補者が、二人区だと得票率が減るわけですから、もしかしたら自分もチャンスがあるのではないかというふうに感じていただいて、そういう意味では立候補する可能性があるのではないかなと思います。

実際、四十ページ目の選挙区定数別で無投票選挙区の割合を見ても、定数が一人区、二人区、三人区、どんどん上がっていけばいくほど、無投票選挙区の割合の数が減っていますので、もちろん人口規模とか都市規模だとか、それはいろいろ考慮して、詳しくは数字は見なきゃいけない話なんですけれども、ただ、やはり定数が大きくなれば、少なくとも無投票選挙区の割合が減るのではないかというふうな、一般の住民から見ても、そういうように感じる一つの希望になるのではないかなと考えています。以上です。「ありがとうございます」という者あり)

○おさだ委員長 それ以外にございませんか。

○鶴田議員 非常に整理されたいろいろ御説明ありがとうございます。

一点目が、衆議院の選挙区がいわゆる市議、県議より狭いという状況がありまして、このことについてどのようなお考えかということ。これは分區の話が出てくるものですから、そのことと、もう一つは、一人区の問題ですけれども、やはり今、選挙区の合区だけにこのことを求めるのはちよつと乱暴かなと思っております。特に、地方議員になり手が少ないというような状況があるんですね、そのことについてどのようにお考えか、教えてください。

○おさだ委員長 大きく分けて二点でございます。

○岡野参考人 衆議院の選挙区、確かに狭いという話がございますけど、これは議会レベルが違う話だから、しようがないと言えましょうがないというような、それしか言いようがない話なんですけど、すみません。

あとは、一人区の話ですよ。要するに、なり手不足の話がございます。これは、なり手不足の話って、やはり背景で見ると、これは恐らく公職選挙法の難解性であるとか、議員の專業が求められるのであるとか、これは選挙区定数に関わらずの話ですけれども、いろいろな要素があると認識しております。すみません、これぐらいしかちよつと今、述べられないんですけど、以上です。

○おさだ委員長 よろしいでしょうか。

「なし」という者あり」

○おさだ委員長 それ以外にはないようでございますので、ありがとうございます。それでは、私のほうから。

本日は、先生におかれましては、私どもの参考人を快く受けていただきまして、ありがとうございます。

今、皆様方の質疑を拝聴する中で感じたことは、やはり入り口の問題なのかなと。定数の問題もさることながら、そもそも県議会とは何ぞやと、県議会に対する身近さとか、そういった県議会の役割とかというところを、改めて私たちがそこもしっかりと気づかされながら、そしてその中で、ただ単に増やす、減らす、合区するというのもなんですけど、やはりしっかりとした、そういった根拠を私たちがまた見いだすこともできたので、またしっかりと問題意識を高めていって、県民の方々にやはり私たちの県議会の必要性ということをまた我々も感じながら、この後、また続けていきたいと思っておりますので、先生のまた御活躍を心から御祈念申し上げます、お礼に代えさせていただきます。

本日は、ありがとうございます。

ここで、参考人のご案内のため、しばらく休憩いたします。

午前十一時 八分休憩

午前十一時十一分再開

○おさだ委員長 それでは、再開します。

まず、鹿児島県女性団体連絡協議会会長の大迫茂子様、本日はお忙しい中にごわが私どもの参考人として本委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員会を代表して心から御礼申し上げると同時に、本日は忌憚のない率直な御意見を聞かせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願います。着座いたします。

それでは、大迫様にあらかじめお示ししました聴取事項について、早速でございますが、御意見を述べていただきますよう、よろしく願います。その後、委員のほうから質問等ございますので、どうぞよろしく願います。

○大迫参考人 皆様、こんにちは。

私は、鹿児島県地域女性連会長の大迫と申します。今回、議員定数等検討委員会に参加ができて、とてもうれしく思っております。ありがとうございます。

鹿児島県地域女性連は、今年で設立七十八年になります。全婦連は国防婦人会から始まっていますので、百何十年になるかと思えます。戦後、活躍してきた団体です。子供から高齢者までいろいろなことに携わってまいりました団体です。なくてはならない団体なのかなと自負しております。

県の議員も、前回選挙で女性の方は増えて、活躍をされていることと思います。何か、交流会を持ったことも思い出しました。参考人として、今日、お役に立つか分かりませんが、最後までどうぞよろしく願います。

まず、一つ目の県議会が果たすべき役割についてですが、県議会議員は、選挙で選ばれた県民の代表として、県政に重要なことを決める役割があると考えております。

二つ目の県議会議員が果たすべき役割についてですが、仕事柄、私も県外へ行くことも多く、いろいろな県と比べても、すばらしい鹿児島県、ここを守り、発展させていただき、誰もが取り残されることのない県として、頑張っていたければ、努力をしていただければいいかなと思っております。

三番目の今回の一般選挙時の本県の議員定数についてですが、定数については、私たちの会員の中でもいろいろ議論をします。多いんじゃないかとか、少ないんじゃないかという意見も多々あります。私の中でもやはり多い。本当は、国会議員の先生たちで寝ていらっしやる人、そういうのを見ると、やはり皆さんはそういうふうに見えるのかなというところです。中身は多分、分かっていないんだと思うんですけれどもね。

人数を減らしたことによって県民の声が届かないということになると、これも大変なのかなと思ひまして、今回も皆さんとちよつと話をしたんですけれども、やはりあるべき姿のままで頑張っていたらいいのかなと思っております。

議員一人当たりの人口較差の縮小や選挙区の定数を複数人化するために任意合区を行う、選挙区を広域化することについて、どのように考えていますかというのですが、鹿児島県は、離島も多く、人口だけ考えてもいけないのではないだろうかと思っております。難しい選択をしなければいけないこともあると思いますが、離島だからこそ必要だということもあると思います。ぜひその辺も加味して決定していただければいいのかなと思っております。

最後に、鹿児島県はやはり離島が多い関係で、西之表市・熊毛地区を一人増とするとともに、減員区となる日置市区、奄美市区を一人増として、増員区となる鹿児島市・鹿児島郡区を二人減としています。本県における選挙区別の議員定数において、このような特例措置を適用することについてどのようにお考えですかということですが、私としては、特例的措置の適用をすることについては必要だと思ひます。

以上です。

○おさだ委員長 ありがとうございます。

それでは、議会運営委員会の委員のほうから、まず、御質問等ございましたら、よろしく願います。

○秋丸委員 本日はありがとうございます。

今の御説明の中で、会員の方々といろいろ意見交換をされたとおっしゃいました。そのあたりの中で、どのような意見が出たところをもう少し御紹介をいただけると、参考になります。

○大迫参考人 私が質問する中では、特別、反対はなかったです。

ただ、内容はあまりよく分かっていらっしやらないのかなという気持ちを私は抱きましたけれども、実際、私も初めてですけど、こういうのに出るのね。すごく、外から見たら分からないんじゃないかと思ひます。ですから、皆さんがしっかりと決めていただければいいのかなと思ひしているところです。

○おさだ委員長 ほかにございませんか。

○大久保委員 質問事項の三番の議員定数の件で、ちよつと確認です。

最後のところで、多い少ないの議論が交わされて、結果としてはありのままというところは、要は、現状のままでもいいというお考えでいらつしやるということを確認させていただいていいですか。

○大迫参考人 結構でございます。

○大久保委員 いろいろ制度のことを分からないまま言つていらつしやる方もいらつしやるようなお話なんですけれども、それはそれでちよつとその素朴なお考えを直接お聞きしたいなと思つたんですが。

○大迫参考人 私もちよつとお聞きしましたけど、分からないけど、人数割にしてあるんだつたらそれでいいんじゃないかということでした。人口で割つてあるわけですよ、定数を決めていらつしやるということ、いいんじゃないかということでした。

○大久保委員 分かりました。それなりの計算式の根拠があつて決めていらつしやるならというような御理解をされているということですね。「はい」という者あり)

これについては、我々もまたいろいろ、制度への理解とかも、県民の皆さん、有権者の皆さんにもやはり説明が足りない部分もあるうかと思つていますので、そういったものも説明しながら、しつかりした、また制度構築に努めていかないとけないのかなというのを感じたところでした。

どうもありがとうございます。

○中村委員 どうも本日はありがとうございます。いつも大変お世話になっております。

先ほど、やはり制度がよく分からない方が多いとおっしゃいました。我々もこの定数問題を議論するには、多くの県民の皆様方の理解があつてこそ、私たちも決めていけるのかなと思つるところですけれども、どういう情報発信をすれば皆様方の元へこういう制度の細かいところが届くと思われましますでしょうか、お聞かせいただきたいと思つています。

○大迫参考人 私たち団体も、外から見るとやはり分かつていらつしやるらない人

も多いのかなと思うんですけども、極力私は、会の始まりのところ、女性連がどういう女性連なのかというのを、皆さんはどこまで御存じなんですか分からないんですけども、まだ皆さんと携わることが少ないのじゃないかなと思うんですけど、これは私の考えですね。

こういう場、例えば、この前、私たちがしたような女性議員と女性連の方の交流会みたいなものを、すぐく活発に意見が出たんですね、あ、あ、あ、いいなと私も感じた。ほとんど参加してくださつたんですね、あ、あ、あ、い

昔ですけど、私がまだぺいぺいの頃でしたが、ここが多分、出来上がつて間もなくだったんだと思うんですけど、見に来たことがあるんですね。議会と語る会というのを、前の前の前の会長がされて、私たちも参加したことがあるんですけど、やはりそういうのも、分かるためにはいいのかなと思つてるところです。

○中村委員 ありがとうございます。

やはり直接の対話ということがまず大事かなと思つています。あとはまたいろいろな媒体を通じて、新聞とかSNSとか通じて、また皆様方に情報をお届けできたらと思つています。

今日はどうもありがとうございます。

○上山委員 今日は御足労いただいて、ありがとうございます。

単純に人口でいきますと、令和二年の国勢調査から数えますと、七万人ほど減つていゝんですね。どんどん減つていゝ中で、現状でいいのか、やはりこの人口減少に対応した定数を考えたほうがいいのかと、悩むわけです。

女性の立場から、この点の考え方はどういふふうに整理されましたでしょうか。○大迫参考人 私としては、やはり人数を減らせばいいものじゃないというのはよく分かるんですけども、外から見た方は、やはり減らせばいいのになつて言う人も、中にはいらつしやると思つたんですね。

そこがちよつと難しいところではあるんですけど、どう決めたらいいのかというの、ちよつと私の答えが出ないんですけど、そこをまた議論していただく場も必要なのかなと思つています。

○上山委員 五十一人という定数がやはり必要だという認識を持つておられる市民の方々が多くなれば、我々もやりがいがあると思つていますので、そういった情

報発信に努めていきたいと思えます。

あとは、一人区の場合、選挙区内で一人しかいないんですよ。そうすると、その人にアクションを取れるか取れないかということで、やはりその人の力量にかかるとは、広域になっても二人区になれば、接点の持ち方がまた増えるかなという期待もするんですけども、その点の議員との接点の仕方についての何かお考えはございますでしょうか。

○大迫参考人 この地図を見たときに、やはりないところがあると、何かこの意見はどう吸い上げるんだろうと思うところですよ。だから、減らすというのなかなか難しいのかなと思ってるんですけども、それ以上、どう答えていいのかわからない。

とにかく離島が多いので、この辺の方はどうやってここに伝えるんだろうというのが、すごく疑問があるんですよ。いい意見をたくさん、私たちの会員は半分が離島です。ですから、会長、離島の人がいなくてここは成り立っていかないんですよと言われます。だから、すごく離島の皆さんには力を入れてほしいんですけど、なかなか難しいところなんじゃないかな。でも、経済的なものもあるでしょうから、そこをちよつと考えながら、徐々にやっていっていただければいいのかな、急激にぱつと減らすのはやはり反対なのでね。それがいいかなと思うんですけども。「分かりました。以上です」という者あり)

○禧久委員 今日はどうもありがとうございます。

最初のほうで、総定数に関しては、多いとか少ないといういろいろな意見ありました。そして、少ないと声が届かない部分もあるんじゃないかと。それで、あるべき姿、要は現状でいいのではないかと話。

それで、今日こちらに来る前に、数日前に女性団体の協議会の方たちといういろいろなお話をしたことでありますが、冒頭、途中で、大迫さんのほうから、女性の議員が増えてよかった、心強いというか、それを思いましたということなんです。総定数を絡める中で、協議会の中で、女性の議員を増やしていくことよと、そういう環境を整えていくことよとか、そういう話はなかったですか。

○大迫参考人 私たちの団体というのは若い人があまり入ってこないというのがあって、今、六十代、七十代、八十代で頑張っているところなんです。た

まには若い人もいます。離島はもう確かに若いですが、三十代、四十代、おられますのでね。そこから若い人の声を聞くようにしていただくと、そこがまたちよつと難しいところで、女性議員がいるというのは、やはり女性の味方があるんだなというのを、気持ちはあると思います。だから、男性では気づかないところ、細かなところのちよつとしたところ、女性の立場から見た議会というのでも大事なのかなと思うところです。

だから、楽しみなんです。やはり女性が増えるっていうのは、本来ならば半々ぐらいがちょうどいいんですけど、でも、そこまではちよつと難しいのかなと思ってるんです。御検討いただければ。

○おさだ委員長 今、県議会の役割という観点での質問と認識しました。定数についてのまた質問でございますよ。

○禧久委員 今、大変ありがたいというか、将来を見据えた部分のお話であったと思います。

確かに、最初の県議会の役割という観点の中で、よくよく考えていきますと、まず地域性、そして産業的にどうあるべきか、そして男女間でどうあるべきか。各項目がいっぱい並んでいくんですけども、そういう中で、先ほど、女性の議員が増えてくる方がいいことだという部分が、受け止めることができました。

そういう観点からしまして、県議会の役割という部分をもう一回我々が見詰め直すというか、発掘するというか、そういった、今を考えさせられるお言葉であったと私なりに解釈をいたします。どうもありがとうございます。

○おさだ委員長 委員の中でほかにいらつしやらないでしょうか。委員外のほうは。

○宝来議員 今日はいろいろな御意見ありがとうございます。鹿児島市・郡区の宝来ですが、せつかく女性団体ということなので、女性の議員の数が増えたほうがいいなという御意見を賜ったところですが、こうしたらもうちよつと増えるんじゃないかみたいな、選挙区とか、選挙の在り方とか何か、世界的にはクォータ制といって、女性議員の定数を決めて、女性の枠と男性の枠で選挙をするというような方法もあったりして、何かその辺で、こういう取組を鹿児島県でもらえればもうちよつと女性が増えるのではないかなという意見がもしありました

ら、教えていただければと思います。

○大迫参考人 女性、こう一口に言いますけど、女性連の役員のなり手はなかなかおりません。なぜかという、やはり荷が重いんだと思うんですね。私も、もう次世代の会長をちょっとピックアップしないといけないところに来ているのかと思っている、声をかけるんですけど、「いやあ、会長、やめてください。県の会長なんか、とんでもないです」と言われます。その辺が、女性がちょっと出にくいところなのかなって。

この前はだから、十四人ぐらいいらしたと思うんですけど、女性がたくさんいて、もう何か、わくわくしましたよね。それで、すごく元気なんですよね。何と分かりますか、事業なんかに向かつて、すごく一生涯命されているのがすごくいいのかな。これは、私の観点ですので、考えがあればまた。やはり、リーダーになるというのは難しいのかなと思っるところです。「ありがとうございます」という者あり)

○おさだ委員長 ほかございませんか。

「なし」という者あり」

○おさだ委員長 そうしましたら、この際、委員会を代表して、一言、大迫参考人、御礼を申し上げますが、今回、私も、参考人を七名お願いした中で、副委員長はじめ、数名の方々と協議して、できるだけ女性の方の参考人の方もお願いしようということで、三名、実はお願いしたところでございます、昨日、今日です。そしてまた今いろいろな御意見いただきまして、やはり先ほども申し上げたんですけど、定数の問題もさることながら、県議会という非常にまだ分かりにくい、見えにくい、会ったこともない、見たこともない、そういったところからまた定数問題というのを我々は掘り下げて、しっかりとまた、いただいた貴重な参考の御意見を生かしていきたいと思っっています。

最後でございますが、大迫参考人をはじめ、また女性の活躍を心から御祈念申し上げます、御礼とさせていただきます。

本日はありがとうございます。

○大迫参考人 ありがとうございます。

○おさだ委員長 ここで、参考人交代のため、しばらく休憩いたします。

再開は、予定どおり十一時四十分といたします。

午前十一時三十一分休憩

午前十一時三十九分再開

○おさだ委員長 再開いたします。

私のほうから一言、鹿児島県商工会議所連合会の理事でございます新屋浩一様には、大変お忙しい中、わざわざ参考人としてこの本委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表しまして心から御礼申し上げます。

本日は、忌憚のない、率直な意見をお聞かせいただきたく思っていますので、どうぞよろしく願います。着座いたします。

それでは、あらかじめ参考人のほうにお示ししております聴取事項についてでございますが、それぞれ御意見を述べていただきますようお願いいたします。その後、それぞれの委員のほうからまた質問等ございますので、どうぞよろしく願います。

○新屋参考人 それでは、改めまして、皆様こんにちは。着座にて説明させていただきます。

ただいま御紹介をいただきました鹿児島県商工会議所連合会の理事、そして鹿屋商工会議所の会頭を務めております新屋でございます。どうぞよろしく願います。

県議会の皆様におかれましては、日頃より大変お世話になっておりますこと、この場をお借りして心から感謝を申し上げます。

また、今回はこのような機会を与えていただきまして、県議会の意見聴取の場ということで非常に緊張はしておりますが、事前に頂いた資料を基にお話をさせていただきます。ありがとうございます。

それではまず、県議会が果たすべき役割についてでございます。

県議会について、専門的な知識を私、持ち合わせているわけではありませんので、資料を頂いたものと、それから日頃から思っていることを述べさせていただきます。

くという形にしたいと思います。

まず一つ目に、県議会とは、住民を代表する機関であり、議決をする機関ということですね。条例案や予算案を審議し、決定するところです。住民を代表することから、歴史や地理的な要因を踏まえて、それぞれの県の特性に合わせて、柔軟な基本方針や事業に取り組み、魅力のある機関だと、そういうふうには思っておりません。

二つ目は、監視する機関として、知事や県庁職員、行政の執行状況を厳しく、時には優しく監視、チェックする機関だと考えます。

三つ目に、意見を表明する機関。これは、住民の声を反映し、国や関係機関に対して意見書や要望を提出する役割があると考えています。県議会は、知事と並ぶ二元代表制の一翼であり、県議会は、住民の意思を代弁し、持続可能な魅力ある地域社会を築くための重要な機関であると考えます。

最後に、県議会が果たす役割として、情報を提供する機関であると考えています。いかに情報を迅速に正確に提供できるかが大きな変化の時を迎えていると思っています。

これは、デジタル化というところで解決できる問題だとは思いますが、既に議会の状況などは動画で見ることができるようになっています。議事録を読まずとも、議会の発言は誰でも編集して、個人レベルでSNSやネット上に意味を持たせて切り取られ、再配信ができるようになっていきます。これまで議会や選挙にあまり興味を持たなかった世代が、そういった世代にも議会や県政が浸透してきていると思っています。

そこまではよいのですが、一部悪影響が出ていると。これはもう皆様、御承知のとおりだと思います。

そしてこの対策は、安易にSNSを規制するばかりではなく、議場での議会の在り方についても、これまでにない対策や取組が必要ではないかと考えています。

まずは、県議会のデジタル化の取組として、タブレットや音声認識システムを導入して議会資料のペーパーレス化や会議録の効率的な作成を推進するとともに、議会や委員会などへのオンラインの参加、これは災害時などにも対応が可能であると考えています。

また、SNSにおける議会の状況など、動画の切り取り対策として、映像の過度な編集を禁止し事前申請にするなど、県民への誤解の拡散を抑制すべきであると思っております。現在、AIや個人の情報発信するスピードとこの変化が予測不能と感ずるということがありますので、これは柔軟に対応していただかなければならないのだと思っております。

それでは次に、県議会議員が果たす役割でございます。

県議の皆様には、議会において、あらゆる専門性と年齢や経験を基に効率性や経済性だけにとらわれない、寛容な判断をしていただきたいと考えます。

地域の利害に反すること、選挙で選ばれて議員になられるのですから、支持者の考えに反する決断をしなければならぬ状況に置かれることに御苦労をされていると察します。地元の声拾い上げる役割を担う県議会議員の皆様にとつて、是非々々というのは非常に覚悟の要ることだと思っております。

それでは、議員の総定数についてでございます。

事前に頂いた資料から、議員定数は現状のとおりでよいと私は考えています。年齢構成の均衡や議員歴、まず一期目など政治経験などを鑑みると、定数を減らす理由は考えられません。

次に、選挙区についてでございます。

鹿児島県は、離島や半島を抱え、南北六百キロの県土を有することから、歴史や文化の違いや魅力を生かした県政に取り組んでほしいと考えます。

私は、大隅半島に居住していることから、離島をはじめ、県全域に仕事で行くことがあまりありませんでした。しかし、四十歳まで地元の青年会議所に所属したこと、県内をくまなく足を運ぶことができたと思います。特に、私の所属していた鹿屋青年会議所では、遊べ地球人in○○島という名称の事業で、毎年のように、大隅の子供たちとボランティアスタツフを合わせて百人近くを県内の南の島々、与論島や奄美や喜界島、そして種子島に屋久島、硫黄島や竹島などで一週間ほどキャンプをし、子供たちと野外体験活動をした思い出があります。

開催地の選定や事業実施に向けて、年に数回足を運び、準備のために島内をくまなく調査するなど、これは緊急時の医療体制の問題であるとかということですね、大きな病気をしたときにどのような病院があるか、島内で解決できない問題

についてはどこに運ばれるかということですね。鹿屋にいますので、自衛隊機が離島の急患の搬送に行く、その行った先で、沖繩に降りるか、鹿児島に降りるかといったようなことも、非常に近い問題として聞いておりましたので、そういったことをそれぞれの島々に行つて確認をするわけです。旅行で行つたりビジネスで行くという島の訪れ方とは違う形で、三十年前ほどからですかね、行つておりましたので、県土全域のことについては割と詳しいほうなのではないかなと、状況を把握しているのではないかなと思つております。

そういったことから、島の役場の職員の方や多くの住民の方たちには大変御協力をいただいて、無事に子供たちと帰つてきたこと、これたこと、いろいろな体験ができたことは、今でも本当に島々の皆様に心から感謝をしたいと思つております。

こういったことがほかの県とは大きく違ふと思つておりますので、現時点でこれ以上の任意合区等の必要はないと考えています。

議員の一人当たりの人口較差や、都市部と地方は違つて当然であると考えております。これはもう肌で実感していることでございます。

次に、選挙区別の議員定数についてでございますが、御提案の特例措置適用については、確かに人口減は重要なファクターでファクトですが、西之表や奄美、馬毛島の整備や世界遺産登録などは、住民の生活や経済に大きく影響を受けることが予測されることから、議員増で住民の声を広く代弁できるようにしていきたいと考えております。

大きな変化を迎える地域は、迅速で細やかな対策が必要だと思ひます。

最後に、知識のない中で、私、このような発言は非常に皆様方には分かりづらいつつたところがあるかとは思ひますが、頂いた令和七年八月の鹿児島県議会と議員定数についての資料に基づいて、細かい数字にもあえて触れずにお話をさせていただきました。要約を参考にして、そして自分なりに調べた上で述べさせていただきます。

私の考えは以上でございます。本日はありがとうございました。

○おさだ委員長 新屋参考人ありがとうございました。

それでは、議会運営委員会の委員のほうから、まず、質疑ございましたら、よ

ろしくお願ひを申し上げます。

○池畑委員 御説明ありがとうございました。

特に、新屋様の離島での御活動とかそういったことも聞かせていただきました、改めて私たちも、この南北六百キロ、様々な歴史的・地理的背景を持ったこの県土のしっかりとした、皆さん方の県民の意見を反映していかなければならないということをおもつたところでございます。

そういった中で、先ほど、半島というお言葉がございましたのでお尋ねしたいんですけども、参考人は商工会議所の理事もされておりました、様々な役職に就かれているのかなと思つております。

県土におきましては、例えば、基礎自治体ごとの選挙区を地盤としている方もいれば、例えば、鹿屋、垂水みたいに任意合区している地域もあるかと思つておりますけれども、やはり様々な意見を反映させるためには、例えば団体として、また個人として、どういった在り方というものが住民にとってアクセスがしやすいとお考えか、教えてください。

○新屋参考人 ありがとうございます。住民にとってのアクセスということですね。

大隅半島の中でいろいろな会の会長を務めることがあります。そしてその中では、いろいろな地域の県議の方たちに来ていただくわけです。割と真面目なんですかね、しっかりと通つてきていただいて、私どもにもちゃんと話をしてくださいますので、住民にとっては、今の半島の議員たちはやってくださるので、よいと思ひます。

ちよつと申し上げにくいですが、垂水と鹿屋の中で合区になっているわけですから、垂水のほうからも鹿屋のほうにも積極的に出てこられるわけですね。これは大事なことだなと、特に思うわけです。志布志や、それから曾於といったところも、隣接するところとくに議員がいらっしゃるわけですが、これも、やはり大隅半島は一つというような考え方で、集まれる場所がある、意見を伺える場所があるというのが現状でありますので、非常にアクセスということではよいのかなと思つております。

○池畑委員 それでは、特に大隅半島に関して言いますと、今の区割りであつた

りとか現状、そしてまた県内全域の総定数は現行のままのほうが、やはり県民一人一人にとって支障がないんじゃないかというような御意見ということで承っております。ありがとうございます。

○中村委員 本日はありがとうございます。

先ほどお言葉の中で、現状どおりでいいんじゃないかと、定員数はいいんじゃないかと、定数を減らす理由は見当たらないというようなお言葉をいただいたところですが。

今、人口減少が進んでいるというそういう中においても、定数は今までどおりでもいいというお考えなのか、そこら辺、もう少し詳しくお伺いできればいいなと思います。

○新屋参考人 ありがとうございます。

議員の定数を安易に減らすというのは私は正解ではないと思います。それはなぜかという点、デジタル化で離れていてもいろんな情報の共有もできますし、それだけコストもかからなくなっていくということも考えられます。どうしても毎日ここに通わなければならないということから、委員会等についても、いろいろな意見の集約することに合理化が図れると考えています。

県議会の中で県民向けに図られるときには、経済性や合理性だけではなく、議員活動においてはそういう合理的なことをぜひ進めていただければ、人数は私は多いほうがいいと考えているところです。

○中村委員 ありがとうございます。県民の皆様方の声を丁寧にするためには、やはり定数、ある程度、一定の人数が必要なんだという御意見だというふうに承りました。ありがとうございます。

○しらいし委員 本日はありがとうございました。

少しちよつと重なる部分があるんですけども、先ほどのお話の中で、定数削減はしないほうがいいという中で、議員の経験年数という言葉もあつたかと思えますけれども、それはどういった考えの下だったのか、ちよつと教えていただければと思います。

○新屋参考人 ありがとうございます。

簡単に話をすれば、一期目と二期目と三期目、それからもつと長い議員歴をお

持ちの方と、これはバランスを取らなければならないなど。例えば、五十一議席の中で三分の一もしくは四分の一が、新しい方たちが入ってこられるわけですね。その中に、やはり議員の経験がなければ県議会には行けないというのではなくて、しつかりと一期目でも勉強ができると、そうすると、そのときにすぐに実績を上げられないのかもしれないが、いろいろな多様性といいますが、議員を今、目指したばっかりなだけで、という方たちが、議員になることも大事なのではないかなと。

少し話が飛躍するかもしれませんが、この間の参院選にとっては、この間まで主婦だったんだけど、どうも自分たちでこれは議会に行かなきゃいけないという、そういったところの動機づけで議員を目指された方もいらつしたわけですね。これも大事なのではないかなと。特定の方たちだけが議会や政治に興味があるというのではなくて、ある一定の年数、しつかり大人になると議会や政治に関心を持つ、そういった間口の広がりは大変ではないかなと思っております。

○大久保委員 どうもありがとうございます。

先ほど、デジタル化の推進においては、やはりデータの改ざんとかいろいろなところに目を光らせておかなきゃいけない、そういう注意事項もいただいで、我々もNFTのような新しい技術を基にいろいろ情報管理、考えていかなきゃいけないなと感じたところでした。

先ほど、県土の多様性を実感されて、体感されている経験をおつしゃつた中で、デジタル化の中で、各地域地域に県議会議員がいることの意義というものは、情報化、デジタル化の中では、一方でそういうアナログな存在というのやはり大事なかなと思うんですけども、そのあたりについての思いが強いからこそ、定数は減らす必要はない、県議会にいなきゃいけないということかなと理解をしたところなんですけれども、そのあたりについて、多様な県土を御承知の新屋参考人のほうから、何か県議会議員の存在意義についてお話しただければと思います。

○新屋参考人 ありがとうございます。

やはりデジタル化を推進するということには、まだそこについていけない方はたくさんいらつしやるわけですね。であるので、議員の定数はまだ減らすべきではないと考えています。非常によく御理解していただいているなと思います。

やはり足を使って、運んでいって、顔を見ながら、今、デジタル化に対応できない方々をしっかりと足で稼いで、拾っていただくのが皆様方の一つの仕事ではないかなと思っております。ここにいてネットでいろいろ情報を仕入れたり、ウェブだけで会議をするというのは、皆様の存在意義をなくすことかなと思っております。ぜひデジタル化とアナログの絶妙なバランスといえますか、ここをしっかりとやっていたいただきたいなと思います。がゆえに、定数の削減には反対であるということですよ。

○おさだ委員長 議会運営委員会の委員のほうで、ほかにございませんか。

「なし」という者あり

○おさだ委員長 委員外議員でございませんか。

○宝来議員 御説明ありがとうございます。

せっかく鹿屋という大隅のほうから来られていて、やはり半島を持っているということで、県都が、鹿児島市が薩摩半島なので、大隅半島、若干不利に思われているところもあるのかなと思います。

選挙区という形と議員定数というどちらの目線からでもいいんですけど、やはり大隅半島の不利性をクリアするためにも、議員をもっと増やしたいんだと、大隅のほうの議員を増やしたいんだみたいな、多ければまた何か違うぞみたいなのは感じていらっしゃるのか。今回の、直接は関係ないんですけど、もし、自分たちの地域不利性は議員の数で何とかなるんじゃないかみたいな思いがあるのかどうか、お聞かせいただいてよろしいですか。

○新屋参考人 ありがとうございます。それは強く感じているところです。議員の数で、いろいろな意見を吸い上げられるのは、やはり一人でも多く、私が今回この場に立たせていただいてここにいてそれを言わなかったことを、今非常に後悔しているわけです。ぜひ何とか増やしていただけるとよいかというふうに思います。

人口減少も著しく進んでおりますし、大きな産業も大隅半島の中にはないわけですね。道路がしっかりとつながったおかげで便利にはなったのですが、逆に、それから外に流出してしまうということも考えられていますし、もう一つは、今年の三月に南海トラフ地震についての政府の見解といたしますかね、三十年以内に

八〇%。大隅半島はやはり港もありますけれども、高台に台地といいますが、耕作地であるとか、自衛隊の基地であるとか、飛行場も持っていますし、そういったところも、この県土の中ではしっかりと重要なところにあるのではないかなと。であれば、やはり議員の数は、大隅半島をもう一つ、二つと増やしていただいている、しっかりとこの県政にお伝えができればいいなと思います。ありがとうございます。

○おさだ委員長 それ以外、委員外議員。

○鶴田議員 商工会議所の会頭としていろいろ御活躍をいただいておりますが、まさしく垂水、鹿屋と、それから西之表、熊毛、これは任意合区として、今、合区をしております。

そこで、肌感覚として、いわゆる垂水のほうまで選挙区が入ってきて、いろいろ運営していることについて、どのような御意見をお持ちか、教えていただけますか。

○新屋参考人 ありがとうございます。

垂水といいますが、やはり海を隔てておりますので、しっかりと合区でされることについては問題がないと。人口も、緩やかにありますが、垂水も減っておりますし、すぐ境は鹿児島市であるという若干特異な地域性であるというのも、垂水にとっては問題であるかなと思いますし、やはり桜島というのは活火山なんです。であると、やはりフェリーで行かなければならないというのと、地続きであるというところのタッグの組み合わせというのがあるので、これを垂水だけが独立して、そこから議員が出てくるというよりも、やはり大隅半島と一つになって考えられる、そのバックアップの仕方、フオローの仕方が一緒にできたほうがよいのではないかなと思っております。以上です。

○おさだ委員長 それ以外、ございませんでしょうか。

「なし」という者あり

○おさだ委員長 ないようでございますので、そうしましたら、新屋様には本日、こうやってわざわざ私どもの参考人としてお越しいただきまして、貴重な御意見ありがとうございます。

最後の七人目ということでございまして、私どもは今回、女性の方々の御意見、

そして団体の方々の御意見、あと地域性として、大隅半島、薩摩半島、さらには離島の方々、そういった形の中で七名の方々から貴重な御意見をいただきました。とはいえども、やはり県議会というのが果たすべき役割というのは本当に我々も問われるところでございます。そして比例して、議員定数の問題については、また皆さんからいただいた御意見をしっかりと受け止めながら、我々も慎重に丁寧に議論していきたいと思っておりますので、また新屋様もますますの御活躍を心から御祈念申し上げます。

本日はありがとうございました。

○新屋参考人 大変貴重な機会を与えていただきまして、ありがとうございます。今後ともどうぞよろしく願います。

○おさだ委員長 委員の皆さん、二日間、お疲れさまでございました。予定しております参考人の意見聴取は終わったわけでございますが、今後はこの参考人の方々の意見を踏まえて議員定数等検討委員会をやっていくと、引き続き検討していくということを委員会でやっていくということでございます。

また、次回の議会運営委員会は、継続審査となっております陳情の審査を予定しておりますが、日程調整中でございますので、決まり次第お知らせします。

それでは、本日はこれで閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後零時五分閉会